

## 第1回新潟市人権教育・啓発推進委員会

日時：平成30年8月1日（水）午後3時～

場所：新潟市役所本館6階新潟市議会第4委員会室

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから、第1回新潟市人権教育・啓発推進委員会を始めさせていただきます。本日は、ご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございます。

私、当委員会の事務局、広聴相談課の島貫と申します。委員長選出までの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は、午後5時までを予定しております。ご協力をよろしく願いいたします。

最初に、野島市民生活部長からごあいさつを申し上げます。

（市民生活部長）

こんにちは。皆様お疲れさまです。市民生活部長の野島でございます。本日は大変お忙しい中、またお暑い中、この人権教育・啓発推進委員会の第1回目の会議にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。また、皆様からは日ごろから本市の人権教育啓発の推進にご理解とご協力を頂きまして感謝申し上げます。このたびのこの委員会の設置にあたりまして、皆様からは委員を快くお受けいただきまして、そしてまた一般公募で選ばれた方におかれましては、人権に関心を持ってご応募いただきまして、大変ありがとうございます。

新潟市では、人権教育・啓発推進計画というものを持っておりまして、それに基づいて「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指して、さまざまな分野で市の事業を展開しているところです。平成31年度末で現在の計画の計画期間が終了いたします。そこで、今年度、市民意識調査というものを実施しまして、その結果を分析し、それを基礎資料として、また、この人権を取り巻く社会状況の変化を踏まえて、今年度と来年度をかけて、現在の計画を改訂する作業をこれから皆様に担っていただくということになります。

今年度は3回、それから来年度も3回の委員会の開催を予定しております。さまざまなお立場から忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

これから早速会議に入らせていただきますけれども、どうぞよろしく願いいたします。以上で、私からの開会のあいさつといたします。

（事務局）

本日は初めての会合でございます。皆様から自己紹介を一言ずつ頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは右回りをお願いしたいと思いますけれども、最初に田巻委員からお願いいたします。

（田巻委員）

皆様はじめまして、こんにちは。新潟大学法学部に勤務しております田巻帝子と申しま

す。私、この度、人権教育・啓発推進委員会に初めてお声がけいただきまして、何かと分からないことばかりですけれども、一緒に勉強させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。次に赤塚委員お願いいたします。

(赤塚委員)

赤塚久子と申します。人権擁護委員をしております。人権擁護委員になりまして5年になりますが、法務局のほうで事務局の担当をしております。今回、こちらの委員にということで事務局から私のほうに声がかかりましたので、とても私には荷が重いのですけれども、いろいろ勉強させていただきながら、頑張っってやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。次に川崎委員お願いいたします。

(川崎委員)

こんにちは。連合新潟の川崎でございます。前任との交替で私が着任したというところでございます。全く分かりません内容でございますので、一から始めていきたいと思っております。どうぞお世話になりますよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。次に、室橋委員お願いいたします。

(室橋委員)

どうもお疲れさまでございます。新潟県人権・同和センターで事務局長を仰せつかっております室橋春季でございます。いろいろ自分も勉強させていただきたいということで参加しておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。次に横尾委員お願いいたします。

(横尾委員)

初めまして、新潟市社会福祉協議会の地域福祉課の横尾と申します。普段、業務では子ども家庭事業推進係といたしまして、子どもを中心として母子生活支援施設ですとか、子どもを預かるファミリーサポートセンターですとか、そういった事業を行っております。今回、お声がけいただきまして、とてもいい勉強する機会になったと思って参加をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。次に高橋委員お願いいたします。

(高橋委員)

こんにちは。一般公募の高橋熊樹と申します。よろしくお願いいたします。以前、公務員をやっていたときに、少しばかり人権に関する業務に携わっておりました。そのと

きは少し古いのですが、「21世紀は『人権の世紀』」だと言われておりまして、それから18年ほどたちましたが、今、マスコミ等も見ましてどうなっているのかなと関心を持って見ているのですが、なかなか国内外の人権状況はあまり良くなっていないのかなと思っておりました。今回の市の募集を見させていただきまして、勇気を持って応募をさせていただきました。これからいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。次に伊原委員お願いいたします。

(伊原委員)

新潟県弁護士会から参りました弁護士の伊原と申します。どうぞよろしく願いいたします。前回の計画改訂の時にもお声がけいただきまして、今回2回目の参加となります。また改めて勉強させていただきながら、意見も述べてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。次に、齊藤委員お願いいたします。

(齊藤委員)

新潟市立早通はやどおり小学校校長の齊藤裕子と申します。よろしく願いいたします。私、今の学校に勤める前の職場が、新潟市教育委員会の学校支援課のほうでして、そこで男女平等教育の係をさせていただきました。そこで勉強したことは、私たちが当たり前だと思っていることの中にもたくさん差別があって、もっともっと私たちは人権感覚を磨いていかなければいけないということを非常に感じました。研究会を開いたときに男女平等教育をやったら、子どもたちの人間関係がとても良くなって、学校が楽しくなったという報告がありました。私たちの学校でもやはり一人ひとりの子どもの人権をもっともっと大事に認め合うことをしていくと、子どもたちの自己肯定感が高まるし、みんないじめの問題であるとか、いろいろな問題、やはり人権を認め合うことが大事ではないかなと思っております。勉強不足なのですけれども、また今日、この会でたくさん教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(事務局)

皆様ありがとうございました。また、もうお一方、太田委員がいらっしゃいますけれども、本日は他の用務と重なりまして、やむを得ずご欠席ということでご連絡いただいております。部落解放同盟新潟県連合会からのご推薦でございます。太田委員には資料をお送りしておりまして、別途ご意見を頂くということでご了承いただいております。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局側のご紹介をいたします。最初に改めまして部長よりお願いいたします。

(市民生活部長)

市民生活部長の野島でございます。

市民生活部は、この事務局であります広聴相談課の他にもう3課ございまして、市民協働課という地域コミュニティ協議会や、自治会活動といったところを支援する部署、それから男女共同参画課といいまして、先ほどお話がありましたけれども、男女共同教育なども含むジェンダーの問題などを取り扱っている課。そこでは、近年、LGBTなどの問題も含めて取り扱っているところです。それから、市民生活課というところは、マイナンバーカードであるとか、住民記録であるとか、そういった市民生活に密着したこの広聴相談課も含めて四つの課のあるところの部長をしております野島です。今後とも、よろしくお願いいたします。

(広聴相談課長)

こんにちは。事務局で広聴相談課長の川崎と申します。

私ども人権関係の他に広聴部門ということで、「市長への手紙」ですとか、「まちづくりトーク」ということで区ごとに市長のパワーポイントを使った皆さんとの交流とかそういう部分を担当させていただいています。最近の「市長への手紙」ですと、酷暑に伴う小中学校におけるクーラーの設置要望関係ですとか、いろいろお手紙を頂いています。そういうことに市長も目を通しまして、皆さんにお答えを返しています。市長がお答えした内の一部はホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧になっていただきたいと思えます。2か年にわたる長い期間になりますが、一緒によろしくお話ししたいと考えております。

(事務局)

同じく事務局で広聴相談課課長補佐の島貫と申します。よろしくお願いいたします。また、市民の皆様からの相談に関する業務と、人権の窓口もやっております市民相談室の室長でもございます。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく事務局で広聴相談課市民相談室の南場と申します。今回は、この人権啓発に関する担当をさせてもらっております。4月に異動してきたばかりなので、おそらく、来年の改訂が完成するまで皆様とおつきあいさせていただくようになるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

同じく広聴相談課市民相談室の松本と申します。こちらの事務局を担当しております。いろいろご意見、ご要望がありましたらお申しつけくださいませ。よろしくお願いいたします。

(事務局)

私ども広聴相談課で事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

最初に、本日お配りしました資料でございます。1枚目が第1回新潟市人権教育・啓発推進委員会の議事次第、配席図、人権に関する市民意識調査の市民の皆さんに依頼すると

きにお送りする依頼文。他に本委員会の資料ではございませんけれども、新潟市が今年3月から開始いたしました、本人通知制度という制度でございます。こちらの周知用資料を併せてお配りさせていただいております。次に、事前に皆様にご送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。資料1「委員会委員名簿」、資料2-1「本委員会の開催要綱」、次に資料2-2「本委員会の傍聴に関する要領」、資料3「年間スケジュール」、資料4「人権に関する市民意識調査（事務局素案）」、資料5「人権に関する市民意識調査の設問比較」ということで、主な政令指定都市との比較を表形式でお作りしております。次に資料6「人権に関する市民意識調査の設問比較」ですが、こちらは県内の他都市との比較となっております。他に現在の計画でございます「新潟市人権啓発・教育推進計画」をお送りさせていただいております。不足などございましたら、お知らせいただけますようお願いいたします。皆様、資料のほうはよろしいでしょうか。

次に事務局より2点お願い事項がございます。

最初に、委嘱状と本委員会についてです。本市では、附属機関等に関する指針というものを設けてございまして、この指針では、法令又は条例に基づいて審議や諮問を行う機関について、委嘱状を発行させていただいております。本委員会につきましては、法律又は条例とは違い、要綱に基づく設置となりますので、委嘱状の交付はございません。また、本委員会は市の事業に対して専門的なお立場、あるいは市民のお立場からご意見を頂く会議となりますので、ご了承いただけますようよろしくお願いいたします。

2点目、本委員会に関する公開についてでございます。資料2-1の開催要綱をご覧ください。要綱の第7条3項でございます。こちらでは会議は公開することとしております。会議の内容につきましては、ホームページでも公開させていただきます。また、会議録の作成上、録音させていただきますので、ご了承いただけますようお願いいたします。また、資料2の傍聴に関する要領をご覧くださいでしょうか。先ほど触れさせていただきました指針では、附属機関の会議は原則として公開することとしておりますので、本委員会は傍聴に関する要領を定め、会議の傍聴を受け付けることとしております。本日は傍聴をご希望される方がいらっしゃいませんでしたので、本日はゼロ名となります。

ここまでご説明差し上げた中で、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしければ次に進めさせていただきます。

次第3、委員長及び副委員長の選出等でございます。資料2-1「開催要綱」をご覧ください。第6条第1項に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるとさせていただきます。皆さま方から、どなたかご推薦を頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

(室橋委員)

事務局にご一任でいかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、事務局からご提案させていただきたいと思っております。

委員長といたしまして、法社会学、ジェンダー法学に精通しておられます田巻委員を、副委員長につきましては、人権教育の知見が豊富な齊藤委員をご提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局)

ありがとうございます。それでは委員の皆さま方の同意を頂けたということで、委員長を田巻委員に、副委員長を齊藤委員にお願いしたいと思います。

それでは、田巻委員は委員長席にお移りいただきまして、これ以降は委員長から議事の進行をお願いいたします。

(田巻委員長)

ご指名ですのでお引き受けしたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、私、今回初めてでして、何かと不慣れで皆様にご迷惑をおかけするのではないかと思うのですけれども、お力添えを頂いて2年間務めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは始めたいと思います。では、議事の(1)年間スケジュールについてですけれども、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

私のほうから資料3の年間スケジュールについて、説明させていただきます。今年度のスケジュールを資料3に記載しております。委員会は、本日を含め3回の開催を予定しています。今年度は、計画改訂の基礎資料となる市民意識調査の検討ということで、第1回目の本日は、質問項目検討、2回目で質問項目決定、3回目で調査結果の報告となります。この他に調査に関連するスケジュールも表記しました。10月に調査実施、12月に報告書の完成を予定しています。

(田巻委員長)

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議事の2番目といたしまして、人権に関する市民意識調査についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

最初に、この市民意識調査につきまして、概略をご説明したいと思います。まず、この意識調査を行う目的と市の方向性、どのようにやっていきたいかということです。それと、調査内容の検討に当たっての委員会の役割ということについて説明させていただきます。

まず、調査の目的ですが、人権教育・啓発推進計画の冊子をご覧くださいませでしょうか。表紙にも書いてありますが、平成20年3月に策定しまして、平成27年3月に改訂と

いうことで、この冊子の内容について皆様のご意見を伺いまして改訂していくというものでございます。

4ページの中段以降に市民意識調査について説明が記載されております。この計画の策定・改訂に当たっては、それぞれ、平成18年、平成25年に市民意識調査を実施しまして、分析したものを基礎資料として、計画の内容を検討してきた経緯がございます。3回目の調査となる今回も来年度の改訂に向けた調査となります。

次に、市としての方向性でございますが、これまで2回にわたり実施しました市民意識調査の結果と比較することが必要であることから、調査票の字句等や表現上の修正は行いますが、基本的な調査項目は前回のものを基にして調整いたしまして、人権を取り巻く社会環境の変化に合わせて、新たに加えたほうがよいと考えられる項目などを追加したいと考えております。ただ、質問数が多くなりすぎて回収率の低下ですとか、調査費用に不足が生ずるといようなことがないように、配慮しながら実施させていただきたいと考えております。この調査に当たっての委員会の役割としましては、後ほど事務局からもご説明させていただきますが、この計画の改訂に向けて、こんな市民意識を調べたらよいのではないかとか、この質問内容をもっと分かりやすくしたほうがよいのではないかとといったご意見を頂きたいと思っております。

続きまして、事務局案のご説明をさせていただきたいと思っております。内容が多くなっておりますので二つに分割して説明させていただきます。

(事務局)

市民意識調査に関することを説明させていただきます。最初に全般的なことから説明します。先ほどの説明にありましたように、今回の案は、基本的に前回の内容を踏襲しつつ、前回の計画改訂以降の社会の変化を反映する形で、いくつか新しい設問をつけ加えました。

最初に、今日、追加でお配りした「人権に関する意識調査ご協力のお願い」という紙一枚ものをご覧いただければと思います。これは、調査票とともに調査対象の方にお送りする予定のものです。中段のあたりをご覧いただければと思います。

この調査は、新潟市にお住まいの18歳以上の市民の方の中から無作為に3,000人を対象に実施するものです。回答者は、調査票や返信用封筒にお名前やご住所を記載する必要はなく、無記名による回答ということになります。前回平成25年度の調査では、3,000人を対象としておりまして、回答の回収率は48.7パーセント、1,462人の回答を頂いております。ちなみに前々回、最初の計画策定の平成18年度調査の時は2,500人を対象として、回答の回収率51.8パーセントでした。

続いて、資料4「事務局案の市民意識調査」をご覧ください。表紙の部分ですが、上のほうには人権についての説明、それから新潟市民憲章の中の人権に関連した一節をここで紹介しています。この市民憲章については、問11の設問に出てくるようになっております。表紙の下段のほうは、記入に当たってのお願い事項やお問い合わせ先を記入しております。1ページ目から設問が始まります。6ページまでが人権に関する全般的な設問です。7ペ

ページ目以降は、分野別に関する設問が配置されるような形になっています。最後の 20 ページについては、回答者自身の性別や年齢などをお聞きする設問になっています。この 20 ページの回答者自身の情報を除くと、事務局案の設問数は合計で 40 問となっています。18 ページには最後の問 40 があります。40 問の間で事務局案を作成しました。なお、前回平成 25 年度は 34 問でした。

ここで、資料 5 と資料 6 についても若干、説明をさせていただきます。お手元に事前配付で比較表をお配りしているかと思います。最初に資料 5 をご覧いただければと思います。人権に関する計画を策定又は改訂する際は、新潟市だけではなく、他の都市でも市民意識調査をしております、それらと比較しております。資料 5 は政令指定都市と比較したものの、資料 6 は県内他都市と比較したものとなっております。「新潟市」と記載の右横に「(問 40)」とありますが、今回の設定の設問の数は 40、他の都市も参考に何問の設定になっているかということで、設問の数を入れてあります。表の中では新潟市の設問と同じ設問を横に配列するような形になっておまして、青色に着色されているところは、新潟市にはない設問ということになっています。それから資料 6 だけに黄色くなっているスペースがありますが、これはその年の前回の調査と比較して新たに付け加わったということが、比較的新しく取り入れられた設問ということを示しております。

資料 5、資料 6 の説明を終わりました、資料 4 に戻っていただきたいと思います。

資料 4 については、新たに増やした設問を中心にご説明いたします。事前配付した新潟市人権教育・啓発推進計画というクリーム色の冊子をご覧いただければと思います。問 1 に関しては、この冊子の中 5 ページに紹介されています。問 1 の設問は、『あなたは「人権」ということに関心を持っていますか。』という設問になりますが、このクリーム色の冊子の中では、5 ページのところに平成 18 年度と 25 年度の結果が出ています。若干、平成 18 年度よりも平成 25 年度のほうが「関心を持っている」が減っているという結果が出ています。このように調査結果が計画の中に反映されているとご確認いただければと思います。

問 1 以降の設問では、実際に『人権が侵害されたと思ったこと』についてや、そのとき『どのような対応をするか』、それから『どの人権問題に関心があるか』などの設問が続いています。調査票、資料 4 の 3 ページの問 6 をご覧いただきたいと思います。ここに少し変更したところがあります。問 6 のさまざまな項目が書いてあるのですが、回答選択項目 13 です。「性的少数者」という言葉が入っていますが、前は「性的少数者」という言葉を入れずに、「同性愛者」や「性同一障がい者」などに対する人権侵害ということで聞いておりましたが、「性的少数者」という言葉を新たに入れました。4 ページのほうにも「性的少数者」を新たに加えております。4 ページの問 7 の⑨に「性的少数者の人権に関する問題」は、前回までは入っていなかった項目ですけれども、新たに加えております。4 ページの下問 8 です。新規の設問ということで、「新規」という言葉を入れてあります。これは、当然、実際に回答する方にお送りするときは、この「新規」は取って送るようになります。この問 8 は、身元調査ということで結婚や就職など、人生のさまざまな場面で直面するか

もしれない差別について、意識を問うものです。これを新たに入れていきます。県内他都市でも新たに入っているということが資料6のほうでは分かると思います。

それから6ページの間12をご覧くださいませでしょうか。こちらは、平成28年度に人権に関する三つの法律が新たに施行されております。その認知度をお尋ねする設問になっています。この6ページまでが、調査の全般的なことの調査となっております。前半の説明は以上となります。お願いします。

(田巻委員長)

ありがとうございました。それではまず2回に分けてということで、ただいまの市民意識調査の全般的なことを問12までの内容について、委員の皆様から忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。事前にお目通しいただいている部分もあるかと思いますが、今、ご説明受けて何か思いつかれたことでもけっこうです。いかがでしょうか。

(川崎委員)

基本的なことなのですけれども、新潟市、政令指定都市の表ですが、資料5と資料6があるかと思うのですけれども、設問数が一律ではないというところは、どういったことが言われるのかということが少し気になったのと、回収率についてですが、前回の回収率が上がって、前回の回収率より若干、下がっているというところで、意識の問題も出てくるのかと思ってはいますが、48.9パーセントと50パーセントに満たない中で全体の総意としていいものかどうかという2点の疑問があるところでございます。

(事務局)

最初に、設問の数ですね、新潟市が40に対して他の都市さまざまあるということで、それぞれ決めがないかと思うのですが、その都市でやはり関心のある項目を挙げたり、挙げなかったりというのがあるのかと思っています。何か例があるといいのですけれども。回答しやすさという観点で減らしているという都市もあるのかもしれないです。これは想像なのですけれども、青い枠が例えば、資料5の9ページご覧くださいませでしょうか。みんな青くなっているのですけれども、同和問題に関連して新潟市にない設問を挙げているところがあるのです。このあたりは、同和問題についての関心があるというようなことになるのではないかなと思います。

人権全般に関する問ですけれども、聞き方がさまざまありまして、資料5の2ページや3ページでブルーになっているところがあるのですけれども、全般的な聞き方がその都市によって違うのかと。そういう設問の選び方、問い方によって、設問の数、それから回収率を上げるためにあえて減らしているところもあるのかと考えております。

(事務局)

続きまして、回収率のことになりますけれども、有効かどうかというお尋ねかと思うのですけれども、もともと、サンプルとして頂きますのが今回3,000人の抽出ということになりますし、私どもこの他にも、市民の通常の世論調査もさせていただいておまして、そちらですと18歳以上の4,000人の方にお聞きして、回答用紙を配って出していただい

ているのですけれども、これは何千人がいいかという部分は、4,000人でも3,000人でも有効な数字ではあります。その中でまた何パーセントがあると有効かということも、相当少人数にならない限り統計的には、これで十分、分析ができるということでやらせていただいております。特に50パーセントにいかないから総意ではないとか、そういった整理ではありませんで、他の政令指定都市でも40パーセント前後、40パーセントを切るものもございしますが、これについては有効な分析ができるという数字になっております。

(田巻委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(室橋委員)

多分、この設問の表題にかかわることであればいいのかと思っておりまして、まずそれを3ページ、4ページ目のところにもいろいろ出てくるのでしょうか、3ページ、4ページのところの外国籍住民、それから性的少数者とその二つの情報についてです。

前回の議論の中で、外国籍については、外国出身者を全部含むものですから、国籍が外国籍だろうがどうのこうのという話ではないものですから、「など」という言葉を入れているはずなのですよね。入っているのです。ですから、ここは「など」にしてもらわないとまずいだらうと思っております。それから性的少数者という、性的マイノリティというのは当然なのですけれども、それを直訳して性的少数者と言っていいのかどうかということになると、いささか少し疑問ですので、使うとしたら性的マイノリティのほうがいいのかなというふうには思うのですが、そのあたりは、ぜひ皆さんから議論いただければありがたいと思っています。

それから、障がい者の「害」の字でございます。他の政令市や他のところを見ても、ひらがなだったり漢字だったりしております。当事者団体、それからいろいろな学習会に参加してどちらがいいのかなということで、私も伺ってみました。結局のところ、害があるのは当事者の問題ではない。障がいの「がい」だけひらがなに、「障」の字だけ残すということになると、「障」の字だって相当失礼な意味があるわけですから、あくまでも害があるのは社会の問題だ。この計画も、その社会に生きにくい状況みたいなものがなくなるように計画を作っていくと、そのための取組みですので、「障」は漢字に統一したほうがいいのではないかなと実は、私は考えているのですけれども、そのあたりの議論はたくさんあると思いますので、ぜひ議論していただければありがたいなというふうに思っています。

もう一つは、この調査票でお願いをするわけですが、まさにこのお願いの文書の二つ目の段落、人権問題や差別による問題ということで、特に、差別をなくしていくということを通じて、人権問題をきちんと解決していこうということが、この調査計画の趣旨だと思うのです。この黄色い冊子の1ページ目の「はじめに」というところの二つ目の段落、三つ目の段落に、極めて端的にその趣旨がまとめられておりまして、多分、その趣旨で質問も作ると。そしてまた、次の計画を改訂していくということだと思うのですけれど

も、そのところをぜひもう一度ご確認いただければありがたいなと思っております。

(田巻委員長)

ありがとうございます。いくつかご指摘を頂いたので、一つずつ整理してと思えますけれども、まずは前回から参画されている方がご存じのことと思うのですけれども、「外国籍の住民等」ということになるのでしょうか。私が拝見した限りは、この「外国籍住民」という言葉遣いは新潟市で独自に使っているもののようで、他の政令指定都市等では「外国人の」とかと書いてあったりすると思うのですけれども、この表現にしたというのは、多分、新潟市独自なのかと思いますので、そのあたりいかがでしょうか。かつては「など」となっていたというところについて、私たちが持っている資料では確認できないので。

(事務局)

今回、資料5、資料6のとおり比較表をつけたのですが、比較表については設問の部分で、回答の部分の比較表になっていませんので、皆様から今、ご確認いただけないのですけれども、今回のこの外国籍の表記につきましては、前回のままになっていますので、室橋委員のお考えについて、考えながらやっていなかったものですから、他の都市の状況などを少し調べてみたいと思いますが、委員の皆様、もし何かご存じのことがあれば教えていただければありがたいと思います。

(室橋委員)

ちなみに、平成26年2月27日に前回議論されておまして、その議事録がホームページにもアップされていますから、後でご確認いただければいいかと思っておまして、一応、そこで議論して計画のほうだけですよね。調査のほうは間に合わなかったものですかこうなっています。

(事務局)

わかりました。

(室橋委員)

ただ、「外国」という言葉、「外人」という言葉に、そもそも排他的な、差別的な意味が含まれていると理解をさせてもらっておまして、そうは言ってもその言葉抜きにはなかなか語れないものですから、その言葉を残しながら。ところが、ヘイトスピーチ解消法ができましたけれども、ヘイトスピーチ解消法の第1条には、「本邦以外の出身者」と表記してあるのです。なかなか法律で「外国」という言葉を使うのをためらって、そういう形にしているものですから、それがこの調査になじむかどうかというところで、なじまないものですから、致し方ないのかと、私としては考えております。

(田巻委員長)

今の室橋委員のご発言に対してコメント等ありましたらお願いしたいですが、いかがでしょう。

(伊原委員)

今の室橋委員のお話に直接答える形ではないかもしれませんが、外国籍とい

うと、例えば、日本国籍を取得した外国にルーツをお持ちの方が正確には外されてしまうので、外国籍という表現は改めたほうがいいのかと思いました。そういう意味では、広い意味では「外国人など」の表記のほうがアンケートの調査、意識調査の目的にかなうのではと思います。ただ、外国人という言葉遣いに対して、印象についてご懸念があると。そういった印象を持たれてしまう方もおられるのではないかとご懸念も確かにそのとおりです。私が最近、見聞きする中では、外国にルーツを持つ方とか、外国にルーツを持つ子どもたちだとか、そういった表現が使われることが、たまに最近目にするようになっていいますので、もちろんアンケートの伝わり方も考える必要があると思うのですが、例えば、外国にルーツを持つ住民の方の人権についてですとか、そういった表現も検討なされてはいいのかと思いました。意見でございます。

(田巻委員長)

ありがとうございます。この件につきまして他にいかがでしょうか。

進行役の私がコメントしてもいいのかなと思うのですが、それは大丈夫なのでしょうか。

もっともなご指摘なのですけれども、確かにいろいろな考えを持っている方がいらっしゃいまして、この調査の目的からすると、今、伊原委員が言われたように、市民の方が読んでどう分かるかというところがすごく重要であって、外国にルーツを持つ方と言ったとき、今度、ルーツを持つとはどういうことなのかと悩まれるのではないかなと思いますし、室橋委員のご指摘もごもっともです。ただ、「外人」という表現と「外国人」は全く異なっておりますので、外国人にどれだけその排他的な意味があるかというのは、その人の主観も交えてのことではないかと。「外人」というのは、もう外の人ということでエイリアンという意味なので、もちろん外したほうがいいと思いますけれども、一般市民に分かりやすいのは、やはり「外国人」なのではないかと、私は個人的には思っております。

(事務局)

いろいろとご意見をありがとうございます。委員の皆様からのご意見を受けて、他の都市なども調べながら、どういう表現がふさわしいのか、次回までにまた検討してやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

(田巻委員長)

では、2点目ですけれども、性的少数者、マイノリティの表現のほうがかぶさわしいのではないかとこの点についていかがでしょうか。

(横尾委員)

私もここは少数者というのは、あくまでも一方から見たというか、レッテルを貼るような形になるのかなと思うので、マイノリティのほうがかぶさわしいのが自然に今は通用するかなと思うのですが、これを送るときに用語集を一緒につけられますか。

(事務局)

予定はないです。

(横尾委員)

この計画の中で用語集があったので、非常に分かりやすいなと思ったのですが、ただこれだけを送っても、分からないものもたくさん出てくるのではないかなと思っているので、もしそういった用語を、みんなが分かるようにするには、その用語集もつけたらいいのかなと思っていたところでした。

そして、「障がい者」の件なのですけれども、私も福祉の現場にいますが、この障がいになっているのは本人ではないということは痛感しておりますし、どういう言葉を使おうと、どういう信頼関係があるかによって全然違ってくると思うのですが、国のほうも法律になるとすべて漢字を使っていますよね。ただ、新潟市のほうで、今この新たにできた「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」というのが、ひらがなの「がい」になっているので、ここは統一したほうが分かりやすいのではないかなと思っています。

(田巻委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(伊原委員)

今の横尾委員のお考えに関して、私も意見なのですけれども、用語集をつけられたらということに関してですが、私は不要ではないかと思っています。アンケート調査、意識調査の段階ですので、その用語について知らないのであれば、その知らないという回答自体が、調査として拾い上げるべきことだと思いますので、もちろん最終的な報告書、計画の段階では用語集、こういった形で用語について注釈をつけることは適切だと思っているのですけれども、調査の段階では不要ではないかということが私の意見でございます。

(田巻委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

では、また僭越せんえつながら私が発言させていただきますと、性的マイノリティか少数者かということに関しましては、私はジェンダー論という授業などでも担当しております、これまで研究等でもこうした分野についてやってきていますけれども、これははっきり言って難しいです。ご指摘のとおり、当事者がどのように受け止めるかであって、いわゆる性的少数者のカテゴリーに入る人でもどちらがいいというのは分かりますし、気分を害される方はどう言っても気分は害されるし、かまわないという方も中にはおられるというのが実状かと思います。少数者ではなくてマイノリティということの違いは、私自身は分かりません。どちらも同じことを言っていますので、多数者に対して、マジョリティに対してマイノリティだということですので、どの表現がしっくりくるかは、もう少し時間を掛けて、他の調査なども参考にしながら、もう一回それぞれ持ち帰って考えるのがいいのではないかなと思っています。

用語集につきましては、どちらかといえば私も伊原委員に近いほうなのですが、用語集があっても見ないのではないかなという気がいたしまして、分からなければ周りに聞くなり、何なりということがあるのかなと。あるいは、LGBTという言葉のを代わりに使うということもあるかと思うのです、昨今では。ただLGBTもそれを使われるのがいやだとい

う人もいるし、ご存じのように、LGBは性的嗜好のことですし、Tのことについては性自認という自分の性別に関してのことで、それを一緒にするのはいかなものかと考える方もいらっしゃるので、こうしたことについては、やはりまだ一般的により近いほうが、市民には訴えるのかなと思うので、もう一回再考してはと思います。今日こちらで結論を出すのではなく。

障がいについては、これについても、大学等でもいろいろお話しすることが多いのですが、政府のほうで、多分、厚生労働省主導だったと思うのですが、審議会等で検討したはずなのです。広聴というかパブリックオピニオンをいただいて、国民がどう考えるか。結論からいうと、結論が出なくて、政府としては当面これまでどおり法律等を変えずに「害」を使い続けると。ただ「害」の字も「碍」と、それから「がい」については、それぞれそれを使う機関の自己責任というか、そちらに任せて尊重するというので、政府統一見解は出ていなかったかと思えます、その時点で。それがだいたい前だと思えます。その調査自体がもう10年くらい前だったかと思うので、そろそろということがあるのですけれども。こちらに関しては、横尾委員のご意見に賛成で、新潟市として、どういう立場でいくか任せられているところだと思いますので、新潟市では今のところ「がい」でいくということで、これを施策としてやっているのであれば、こちらの委員会でもそれを踏襲してはと個人的には思っております。この障がいの表記についても、いわゆる当事者の方に、私は、直接聞いてみたことがあるのですが、気にしていない人は、本当に気にしていないのですよね。別にそれが漢字になろうとひらがなになろうと、ただ、その差し障りがあるという状況は事実なので、それ自体に差別的な否定的なニュアンスを持つことはないという人と、どうであってもあまり快く思わない人もいると思うので、これは人それぞれかと思っておりますので、これについても、もう少し検討ということで、今日の時点ではそれぞれ持ち帰るということによろしいのではないかと思います。

最後もう一点、室橋委員からのご指摘あったのは、こちらのところでしたか、何を反映するということでしたか。

(室橋委員)

はじめにのところの最初のところ。

(田巻委員長)

特に差別のということでしたね。

(室橋委員)

非常に建前としてきちんとまとまっているものですから、これにみんなで確認したらいかなかなという意味でございます。冊子のほうの1ページ目、はじめにのところ、人権等というところから、次の人権はというこの二つの段落、それから今日配付されております、協力をお願いのところの新潟市では、というこの段落ですね。これは基本のご理解を、共通理解にしていくということで、非常に端的にまとまった文書なものですから、一応、みんなで確認しましょうという、そういう意味でございます。

(田巻委員長)

それは、コメントとして受け止めてけっこうですね。

ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。問 12 までの。

(赤塚委員)

私のほうでも事前に頂いた資料を見せて頂いたのですが、例えば、意識調査の設問比較表のところ、他のところと比べてみた場合に、細かい部分、例えば、問 3 のところで、『今の日本は人権が守られている社会だと思いますか。』というところに、他のところは「尊重」という言葉が使われていたりしましたし、それから問 4 のところも、『ご自分の人権が侵害された』というところと、他のところをみますと、「ご家族」という、そういう少し範囲を広げたところもありましたし、こういう細かいところの設問の内容といたしますか、そういうのはどこでどういうふうな形で私たちが意見を述べたらいいのか、そのあたりは、細かいところはどうしたらいいのかというところが少し疑問に思いながらこれを読ませていただきました。

(田巻委員長)

先に伊原委員のご質問を受けてから、まとめてお答えするということのほうがいいのではないかと思います。

(伊原委員)

私の質問は、赤塚委員の質問と全く違う部分に関してなのですが、4 ページ問 8 に関するものです。『第三者が本人の了承を得ないで身元調査を行うことについて、あなたはどうか考えますか。』という設問なのですが、これは必要なのか、必要でないべきではないという回答の選択肢になっておりますが、この問題意識としては、例えば、目的との関係で必要だとか、そういったお話なのでしょうか。恐らくこれ、許容されるかどうか、了承を得ないで自分の情報が収集されるということは、それを許容されるのかどうかというお話だと思うので、選択肢としては必要だというよりは、当然許されるとか、認められるとか、あとはやむを得ない場合もあるとか、それは許されないとか、そういった回答にするのがよろしいのではないかと思います。私は設問の意図が違うようであれば、そのあたりもご説明いただければと思っております。

(田巻委員長)

まず、確認ですけれども、今、赤塚委員が言われたことと、伊原委員が言われたことの両方ですけど。この設問に関する精査というか、この委員会でやる作業としては、今日ここでじっくりということで、スケジュール的には大丈夫なののでしょうか。すごく重要なところだと思いますので、細かくみていくというところで、かなりご意見があるようであればしっかりと。

(事務局)

2 回目で質問項目が決定と先ほどお話ししましたが、本日ご意見を出していただきましたら、それを次回までにまた表にして、次回はそれについてご意見をいただくと。た

だ、ご意見をいただいた中で、こちらで今日提示した事務局案の事務局修正案というものも、また別にご用意します。ですから、どんどん今日はご意見をいただいて、その中で我々が調べて修正案に反映していきたいと。それと、比較表を用意します。比較表というものは、このようなご意見が出ましたというものを作りたいと思っています。

(事務局)

今日、お話いただいたものもまとめさせていただきたいと思えますし、またお帰りになって、お気づきになる点もあると思えますので、期限を切らせていただいてまた皆様からこのようにしたらいいのではないかというご意見もいただきたいと思えます。それらをまとめて、また次回にご検討いただいて、できればそこで設問を確定させていきたいと思っております。

細かな文言についても、このようにしたらいいのではないかという部分がございますら、その部分は、文書でいただくタイミングを設けますので、そのときに出していただいて、また次回そこを揉んでいただくという形でさせていただきたいと思っております。

(田巻委員長)

赤塚委員のご質問は置いておいて、まず今、伊原委員がおっしゃった問8は私も分からなかったのですが、設問を設置した意図と申しますか、狙いについて、この回答選択肢がこのようなものになっているということについてのご説明をお願いしたいのですが。

(事務局)

まず、設問の意図でございます。ご存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、いわゆる同和問題に関連し、部落差別解消推進法が施行されておりますが、その中では、現在も部落差別問題が続いているというふうに法律でも記載されているところでございます。その中の一例としてではございますけれども、例えば、就職、結婚の際に、出身地など身元を調べて、そういったいわれのない差別をされていた方々がお住まいであった地域の出身者の方であるとかいうようなことで、今もこういった差別は続いているという一例として。

あと、先ほどお話しした就職の時、結婚の時ですけれども、この一つの人権課題の一つではなく、もっと大きく部落本体のカテゴリの中に入れて調べるのではなく、もっと大きな人権全体のお話として、自分の知らないところでこういった調査がされているということに関して、皆さん、人権というような、ご自分からそういう調査をされたときにこれはというふうにお考えになるのでしょうかという意味合いで、あげさせていただいたという意図でございます。

(田巻委員長)

全体的なところで、この場所に設問を置くということは、それで了解しましたけれども、回答選択肢の、最初が「当然必要」から始まっていて、『あなたはどのように考えますか』という質問に対して、この選択肢でよろしいでしょうか。

(事務局)

先ほど、伊原委員からもお話がございました許容という部分で、必要ではなくて、許されるか許されないかという形での設問のほうがしっくりくるかと、今、お話を聞いて感じまして。当然許される。どちらかといえば、許されるというような感じでしょうか。許されないか。あとは、反対の分は許されないと。どちらかといえば許されないというような、そういう形での許容の形での許容できるかどうかという形での設問というほうが、回答選択肢であったほうがここはちゃんと設問に合っているのかと今、考えておりますので、その方向でも考えてみたいと思います。

(田巻委員長)

この点について、何かありますでしょうか。私は、こうした調査の設計のときに気にするのはすけれども、結局1番目の選択肢から4番目と流れるときに、許容すべきではないというところからスタートして許容すべきだとするか、あるいは許容すべきだからスタートするで回答が変わってくるというふうによく社会調査で言われます。これについては、どうでしょうか。ある程度、誘導するような形もあるし、読んでいるほうがどちらのほうの意見から入るかによって回答が分かれるというふうによく言われるのですが、それはなぜ許容するほうを先にするのかということについていかがでしょうか。

(事務局)

この設問の意図を先ほど説明させていただきましたが、もともと県が1回調査をしたことがございました。だいぶ波紋を呼んだ設問でして、そこが3択のような形で。中間がどちらかというとな必要、当然、必要の方に寄ってしまっているというような、設問の選択肢の配置の判断が難しいものでした。

その後、県内でも何市か調査を始めたのですけれども、そこでは大体、今度は4択になってきてまして、ただ並びとしては、当然必要だの県が最初に作った設問に順番を合わせた形で、選択肢を設けているということで、私たちもその並びに合わせたという部分はございます。

そうした中で、当然、1番に何をおくかでだいぶ答えも変わってくるのかという部分もございますので、そこももう少し検討させていただければと思います。

(室橋委員)

問8の新規の設問ですけれども、許容を取る、許容するのかもしれないのかという字句で設問があるわけでは必ずしもないと思うのです。県の質問も実は同じ内容になってまして、例えば、評価なのです。一般的に、けっこう身元調査がやられているということが、皆さんいろいろ耳に入ってくると思うのですけれども、そのことについてどのように評価されるかと。自分としては、これは当然必要だと。あってもやむを得ないとか。これはすべきではないと。どう評価するかということをも多分、これは問うているものだと思っております。そのあたりも含めて、また検討していただければなと思います。

(田巻委員長)

表に関しても、おそらく、これを誰が読むかによって変わってくるのではないかと思う

のですけれども、第三者が誰かによって、ある程度お墨付きを得た公的な機関がしかるべき理由で行うという場合と、全然関係ない第三者が非常に不当に行うということでは、多分、ニュアンスが変わってくるので、きっとこれはアンケートに回答する人がどういう認識でこれを読むかによっても、第三者の読み方も関係してくるのかと私は考えました。

いずれにしても、これについて再考するということがよろしいでしょうか。他の設問のところで、具体的などころがもしなければ。

(高橋委員)

問1から8までのところですね。字句の修正もあるのですが、問1のところ質問のところを最初に見たときに疑問に思ったのは、『あなたは「人権」ということに』についてというこの文言なのですけれども、比べてみますと、関心の度合いを聞いているのです。そうであればここは、『「人権」についてどの程度関心を持っていますか。』というほうが、一般から見ても非常にすっきりするのかなと思って、問1は最初、違和感を持ちました。

それから、次の問2です。『「人権」という言葉から何をイメージしますか。』といって、回答選択項目20『特に思い浮かばない』まで、こんなにたくさんあったのをはじめびっくりしまして、特に、よく見ましたら、何か一つの固まりごとに並べているのかと感じまして、最初は性向の部分があって、その次は憲法、条約、裁判所、弁護士、福祉うんぬんということで、私は人権で何をイメージしますかと言ったら、真っ先に差別、いじめ等をイメージしましたから、何でこんな後ろになったのかと思ったのですけれども、マルつけなので最初に三つつけてしまうと順番にも多分回答が影響される部分もあるのかなと思います。ただ、私の意見ですけれども、この決め方といいますか、どうしてこのような並べ方をしたのかということは気にはなりました。

ただ、前回の調査を見ますと、差別、いじめというのが、後ろになっているのにも関わらず、圧倒的に50パーセント近くありましたので、あまり並びに左右されなかったのかと思いつつも、ぱっと見たときに随分気になってこんなにたくさんあるのだということを感じました。

それから、もう1点ですけれども、問4のところ『今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。』、ある、という方が次の付問ですけれども、このときに回答の選択肢が1から10までどういった侵害を受けたことがありますかとあるのですけれども、ずっと見ましたら確かに人権侵害、すべてそうなのですから、人権侵害の内容によっては非常にトラウマになったとか、今でもそういった侵害が継続しているという方がいないわけではない。そうしますと、こんな答えたくないという人もいるのかと思って見ているのですがそれは回答欄になくて、米印を見たら、ただこの種類にあてはまるものはなかったと今差し替えられれば書いてというところだったので、やはり回答したくないということも調査の結果として残しておくほうがいいのかと思っておりました。

ただ、「回答したくない」を明示しますと、面倒臭い人はここに入れ込むのかということも懸念したのですけれども、この部分が気になったところでございます。

(田巻委員長)

ありがとうございます。まず、問1のところから順にいきたいと思いますが、『「人権」ということに関心をもっていますか。』というこの設問の仕方。これ実は、私も全く同じことを思いまして、最初に違和感をもったところでした。

『「人権」ということに』というこのまわりくどい表現です。おそらく、前回との整合性をもってということを考えて残しておられるかと思うのです。ただ、違う文言に変えても同じ趣旨のことは問うことができるかと、私も高橋委員と同じ意見でございます。他の方はいかがでしょうか。もし、再考するということが可能であれば、また、ここは変えていってもいいのではないかと思いますけれども。

それから、2番目。問2の『「人権」という言葉から何をイメージしますか。』で、回答選択項目1から20ですけれども、ここについては、おそらく、まさにこの前回との調査の連続性といえますか、アンケートのとり方として、同じようにしておいたほうが良いというご趣旨だと思うのですが、特に、何かこの回答選択肢の順番でご苦労されたり工夫されたりということは、何か前回までに参加されていた方が事務局のほうにご説明ありましたでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(田巻委員長)

では、ここについてもまた皆さんで検討されて、維持するかどうかということで。

(伊原委員)

伊原でございます。前回のアンケート調査作成のときも参加しておりますので、一応、記憶に基づいてお話しします。議事録を確認したわけではないので、あくまで記憶ですが、確かここは特に問題にならなかったように記憶しております。アンケート項目、並び順によってはどこに位置されるかによってマルがつく箇所が変わってくるのではないかとのご指摘は、もったもたと思うのですが、先ほど委員長もご指摘になったように、前回アンケートからの回答の変化、マルをつけた人の数の変化ですとか、そういったところも調査の対象になってくると思いますので、そこはあまり順番はいじらないほうがよろしいのではないかとこの意見です。

選択肢以外もあまり長い文章ではなく短い単語で並べられておりますので、ざっと見て見付けることができるのではないかと思いますし、読み込むことも必要のない項目になっていきますのでよろしいかと思います。もし、やはり差別やいじめをつけたいと思えば、前につけてもバツをつけてもう一度選び直すということもできる仕組みになっておりますので、このままでよろしいかというのが私の意見です。

(田巻委員長)

ありがとうございます。この件につきまして、他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、問4のこのことのご指摘の前に、先ほど赤塚委員からいただきました問3の例えば具体的な例として、新潟市ではこのような、『あなたは、今の日本は「人権」が守られている社会だと思いますか。』ということにとどまっている設問に対して、他の自治体ではもう少し踏み込んで、こういった面に関してとか、人権を守られるということの意味、憲法の理念しかりだと思ふのです。家族との関係だったりとかあるいは個人の尊重という、そういう文言でももう少し展開するということの可能性ですけれども、設問が増えていく可能性はもちろんあると思ふのですが、このあたりどうでしょうか。特に、人権がテーマの設問なので、全体的なところでももう少し踏み込んだ人権侵害に関する事柄を説明するような設問があってもいいのかと思ふますけれども、もし赤塚委員のほうからもう少しご承知のことがあれば。

(赤塚委員)

赤塚です。特に、まだそのあたりの細かいところのことをどういう形で修正するかというあたりが、私も分かっていないので、今みたいに一つずつ順番にいくと分かりやすいかと思ふのです。いずれにしても、これを受けるのは、本当に一般市民だということ。ましてや、18歳くらいの高校を卒業するかそのくらいの子どもや青年から、上は80歳くらいまでの市民なのではないでしょうか。

自分でもこれを、もしこれが自分のところにきたらどういうふうに答えるかみたいな形で見せてもらったのですけれども、やはりそういう自分が人権に関わっているところがあっても難しいのに、そういうものがないと一層こういう文言とか内容に関してもあまり関心がないと、質問を受けても分からないという回答になるのだと思ふますので、やはり本当にあまり普段は接することがない人もこういう調査を受けるのだというあたりを中心に考えたかどうかと思ふました。

(田巻委員長)

ありがとうございます。この点につきまして、他にどなたか。

(室橋委員)

今日、配られた資料5のところ、北九州市と福岡市の例が出ておまして、人権問題、差別問題について関心を持っているかどうか、少し踏み込んでいます。冊子や先ほどもありました「協力のお願ひ」の中身としてはこういうテーマになっているものですから、本当は切り込まなければいけなかったのだろうとは正直、思ふのです。

ただ、県内各市町村、私がかかわっているところでは、この段階でとどまっているので、だから、新潟市はそこにとどまれという話では全然ないのですけれども、切り込んでいくことはあってもいいのだろうと思ふます。議論していただければありがたいです。

ちなみに、前回の資料では北九州市が先駆けて同じ表現にしておまして、7年前ですか。横浜市もそこに切り込んでおまして、そういった意味では切り込み方もあるのかと、ぜひご議論をいただきたいと思ふます。

(田巻委員長)

ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。今、赤塚委員それから室橋委員の意見に同調しているのですけれども、やはりこの委員会の目的やこの調査の目的が教育・啓発ということだと、この調査をやることによって意識を高めるということからすると、もう少し踏み込むということがどこかですごく重要なのかなと。

人権問題が差別に直結するというのを分かっていらっしゃる方とそうでない方の中にはいると思うので、もしこれが調査の趣旨だったり、この委員会の趣旨だったり、人権問題や差別による問題ということで横並びで両方出して来るのであれば、今後はもう少し「差別」という表現の中に入れてたりとか、あるいは人権として守らなければいけないこととは何なのかが具体的に分かるような設問をもしかするとさせたほうがいいのではないかと。

ただ、赤塚委員が言われるように、分かりやすいかどうかということに関しては本当にそのとおりで、もし分かりにくいともうこの調査に答えること自体をやめてしまう方がいるのではないかと思うのですけれども、それに関して私が引っかかったのは問4以降で、『あなたの人権が侵害されたら』ということが何回か、人権侵害とくるのですけれども、侵害とは結構難しい言葉で、人権が侵害されたらということはどういうことなのかということが一般市民の方ではイメージがぱっと沸くのかどうかということ。そこまで侵害はされていないけれども、嫌な思いをしたと思うようなことも実は侵害に相当するかもしれませんし、その表現や文言に関して、より市民が違和感なくこの調査に回答できるような文言に工夫したほうがいいのではという印象は個人的には持ちました。

それから、先ほど高橋委員からご指摘いただきました問4に関して、ある意味こうした人権侵害の被害者となっている方にこうした設問に答えてもらうということはかなり酷であって、答えたくない人に対しての配慮はどうかというお話でしたけれども、それに関してはいかがでしょうか。特にありませんでしょうか。

私は、多分、答えたくなければ無回答のままここは空欄なのかと。それが、意思表示であって、あえて何かを設けると、かえってそこを選ぶという行為を強いることになるかという気がしますので、このままで当面はいいのではないのかと思っております。

問5以降ですけれども、先ほど、少数者の表現や外国籍の住民というようなことがありましたけれども、そして問8もいただきましたが、その他問12まで、まず全般で他に何かご指摘やご意見等ありますでしょうか。もし、ないようでしたら後半の問13以降について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(伊原委員)

3ページ問6の回答選択肢17番、インターネット上での人権侵害という項目があります。もしでしたら、インターネット上に括弧してSNSという表記もつけ加えるとより分かりやすくなるのではないかと思います。

(田巻委員長)

ありがとうございます。私も賛成です。そこも含めて、また皆さんで持ち帰るというこ

とにして、あとでお気づきになったらまた個別にお寄せいただくということで、問 13 以降について、事務局お願いいたします。

(事務局)

たくさんのご意見をありがとうございます。次回までにまとめさせていただきます。引き続き、説明させていただきます。

調査票の 7 ページ以降を説明します。ここからは、分野ごとの市民意識を問う形になっています。社会的に弱い立場にある方の人権上の課題や人権を守るために必要なことを問うています。女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国籍住民、H I V感染者、新潟水俣病についての問いが続いています。

17 ページをご覧ください。こちらは、新規の問いが三つ並んでいます。新規に、性的少数者の設問を追加しました。近年、全国の自治体で同性パートナーシップ制度を取り入れるところが出始めたり、ここ新潟市でも新たに性的少数者の困りごとの相談窓口を設けるなど様々な取組が始まりました。社会的に大きくなりつつ問題について、市民意識を問う形になっております。

続いて、18 ページ下段は問 40。設問を少し変えましたので、これは本日差し替えのものもお手元にお配りしましたので、ご覧いただければと思います。18 ページ、19 ページの差し替えのほうで説明させていただきます。よろしいでしょうか。

拉致問題について、新規に設問を設けました。皆様もご存知のとおり、本市新潟市は、拉致被害者や特定失踪者及びそのご家族がお住まいか、かつてお住まいであったという場所であります。また、今後この問題が動きそうな動向もあることから、市民の認識について問うということで、新規に追加しております。

それから、19 ページは自由意見を記載するページになっています。この 19 ページの上の括弧の中に、ここの設問に入れなかった項目について表記してあります。自由に記載していただくようになります。前回は 1,262 名のうち 212 名の方がこの自由意見のところに記載をしてくださっております。

それから、20 ページはご自身の情報について問うています。

以上で、後半の説明を終わります。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

それでは、問 13 以降の内容につきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見、ご指摘等いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(高橋委員)

問 13 の関係ですけれども、回答選択項目 4 で、『職場や地域、家庭などでの意思や方針決定・・・』というものがあるのですが、少し驚いたことは、職場や地域はよくあるのですが、家庭で意思決定なり方針決定の場へ参画させないという文言なのですが、一般的に見たときに、家庭で意思決定なりとか、方針決定の場への参画ができないといったことは

事実上あるのでしょうか。いわゆる、男性の方が一方的に自分の理論を押しつけるような形で、例えば奥さんの意見は無視して、少しここは気になりました。

(伊原委員)

弁護士として離婚事件とかよく関わっているのですけれども、やはり離婚を踏み切った、例えば、奥さんが離婚したいという話の実情を聞いている中で、なかなか自分の意見を取りあげてもらえない、そもそも話し合いの場に参加させてもらえないですとか、そういったことをよく聞くお話ですので、アンケートにも盛り込んだほうがいいと思います。

(高橋委員)

すみません。勉強不足でした。

(田巻委員長)

ありがとうございます。この点につきまして、他に何かありますでしょうか。

私は、全く賛成ですけれども、若干、違和感があるのは、職場や地域、家庭という何か場面が相当に違う、公的な場面と私的な場面と本当はこれは分けたほうがいいのではないかと。ドメスティックバイオレンスばかりで家庭の中というものと、それから職場というものは全く相手が異なるわけです。家族と身内と上司だったり同僚だったり。そうすると、関係性というか何か少し違う人間関係におけるということだと思うので、「参画させられない」の意味合いが多分違ってくのではないかということで、そこは少し検討の余地があるのではないかと思います。

他にいかがでしょうか、今のような形で。

(齊藤委員)

問 15 のあてはまる回答番号の中の 1 番の「親・同居者のしつけでの体罰」という表記があるのですけれども、このしつけでのというものは、しつけだったら体罰をしていいととられかねないので、「しつけと称する」とかそのような文言がいいのではないかと思います。

(田巻委員長)

ありがとうございます。この点についていかがでしょうか。皆さん、うなずいていらっしやると思うので、しつけをかぎ括弧でくくるとか、親の主観としてはしつけだけでも、それは体罰と外から見なされるということも多々あるわけで、そうしたことですよね。体罰としつけがイコールにならないような表現や工夫が必要ではないかというご指摘でした。ありがとうございます。

他に、どうでしょうか。

(横尾委員)

横尾でございます。7 ページ問 13 の 5 です。「妊娠や出産、不妊などについて干渉されること」、ここに一つ「結婚」を入れて、「結婚、妊娠、出産」の一覧の流れについて干渉されることとするのはいかがでしょうか。

そして、問 15 の 2 です。「親・同居者が虐待・ネグレクト（無視・放置）」ということになっていますが、厚生労働省の定義でいくと、ネグレクトは育児放棄ということになります。

して、無視、放置になると心理的虐待ということになりますので、ここの表記はまた相談したほうがいいかと思えます。

もう一つ、10 ページの問 19 の回答選択項目 11 番です。障がい者に対しての人権侵害によるところですけれども、「結婚問題」だけではなくこれは「妊娠」に関してもかなり踏み込んでいろいろ話がありますので、ここも「妊娠」という言葉を入れたらどうかということで、少しデリケートなところではあるのですけれども、私からは以上です。

(田巻委員長)

ありがとうございます。今の横尾委員のご指摘につきまして分かりましたけれども、いかがでしょうか。部長、お願いいたします。

(野島部長)

問 13 の回答選択肢の 5 番について、「結婚」を加えてはというご意見がありました、ここは女性の人権のところなので、女性のみ起こりうる「妊娠、出産、不妊」という言葉のみを取り出したと思われ。「結婚」というと、男性にとっても女性にとっても問題なので、女性にのみ起こりうる女性の健康についての権利みたいなものを並べたものが問 5 と考えられますが、いかがでしょうか。

(田巻委員長)

それについていかがでしょうか。

(伊原委員)

伊原でございます。今、市のほうからご説明があったのですが、私は少しとらえ方が違って、いわゆるバースプランですとか、具体的なシチュエーションの例でいうと、例えば、ご夫婦の間に子どもがいないといったときに、例えば、両親ですとか、あるいは他の方から、子どもは産まないのとか、作らないのとか、そういった干渉を受けることはどう考えますか。というのが、シチュエーションを想定した質問なのかなと思いました。そうすると、結婚とは同列にすべきではない事象なのかなと思った次第です。

(田巻委員長)

他にいかがですか。

私は実は逆に、反対にむしろ入れたほうがいいのではないかなと思う意見で、それはなぜかという、結婚しないで妊娠するとか出産するということも含めて、やはりリプロダクティブ・ライツ／ヘルス<sup>\*</sup>といったものに、結婚と結びつけて誰かに問われたりすること自体が干渉すべきことではないと。市のご説明あった、男性にとってというのと、女性にとってという視点で問題をとらえると、では男性の人権に関するという項目がない以上、そこを比較する話ではないかなと。女性に特化したといっても、結婚に関しては両方に関することだからといいましても、男性にとっても場合によっては意思決定の場合に参画させられた、女性だからではなくて、その男性がたまたまそういう人で、いろいろ差別的な扱いを受けているということも想定できるので、ご説明としてはわからないでもないのですけれども、やはりその人の、なんというのでしょうか私的な部分の自己決定に関して、な

んらかの干渉が成されるということについては、不当だということで、私は結婚も入れてもいいのではないかというふうに個人的には思いました。ただ、他にもお考えがあるかと思しますので、もう少し検討していきたいと思います。

いかがでしょうか、問 19 ですかね。19 の『結婚問題で周囲が反対すること』という 11 番の回答選択肢、「妊娠」に関してもということでしたけれども、これもいかがでしょうか。ご指摘としてあるかと思うのですけれども。もし特にご意見がなければ。

問 19 に関して言わせていただきたいのですけれども、『さまざまな障害のある人が』と設問で書いてありますけれども、近年、身体的な障がいとすると非常に目に見えてわかりやすいのですけれども、精神的な障がいはなかなか発達障害も含めてなかなか入っていかないところを、このたび政府といいますか国策として少しずつ精神障害の人も雇用を増やすとかというようなことを考えると、さまざまな障がいといったときに、もう少しこう説明をしてもいいのではないかなと。身体、あるいは精神とかいうような、括弧してでも何でもいいのです。そうすると、いろいろな障がいを含むのだなということが、もう少しイメージ的になるかなというふうに思いました。

あといかがでしょうか。

#### ※ リプロダクティブ・ライツ／ヘルス

性と生殖に関する健康・権利と訳される。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。したがって、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由をもつことを意味する。1994 年、カイロ国際人口・開発会議で採択された文章に基づいている。

生殖年齢にある男女のみならず、思春期以後、生涯にわたる性と生殖に関する健康を意味し、子どもを持たないライフスタイルを選択する人々を含めた、すべての個人に保障されるべき健康概念である。具体的には、思春期保健、生殖年齢にあるカップルを対象とする家族計画と母子保健、人工妊娠中絶、妊産婦の健康、HIV/エイズを含む性感染症、不妊、ジェンダーに基づく暴力等を含む。

リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利である。具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれる。

出典：日本国際保健医療学会／国際保健用語集

(高橋委員)

問 15『「子どもの人権が特に守られていない」』という中に羅列されているところなのですけれども、回答選択肢 9 で、「校則などによる規制」というのがありまして、これ直ちに校則などによる規制が、子どもの人権上問題があるのかという、これは少しわからなかったのです。ただ校則というのは、ある程度一定のルールを決めることなので、常識の範囲を逸脱しないとか、子どもの権利条約に違反しないという校則も当然あるはずなので、ここが一律の表現になっていますので、少しストレートに読んでしまうと、本当にそうなのかなということを感じました。

問 17 の高齢者の関係なのですけれども、回答選択肢 3 ですが、『悪徳商法の被害者が多いこと』となっているのですけれども、近年、皆さんご承知の通り、特殊詐欺、悪徳商法だけではなくて、高齢者に対する特殊詐欺が流行っております。オレオレとか架空請求とか、還付金請求とかいろいろあるのですけれども。こういう被害に遭っている人が非常に多いわけですので、ここは『悪徳商法や特殊詐欺の被害者が多いこと』と一言入れたほうがいいのかと感じておりました。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

今ほどの問 15 のところと、問 17 のところについて、他の方ご意見等いかがでしょう。

(齊藤委員)

問 15 の校則なのですけれども、いろいろな場合があつて、ものすごく厳しすぎるとか、そういうのもあると思うのですね。逆に気になったのが、問 16 のところの回答選択項目 7 番で、『校則を緩やかにする』という書き方があつて、これ『緩やかにする』ではなくて、やはり『見直す』という表現が適切ではないか。それで上と下が合っているのでもいいのではないかなと思います。

(田巻委員長)

ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。

確かに、お二人のご指摘ご最もかなと思います。ただ、回答選択項目 9 のほうは、「校則などによる規制」のときに、例えば『不適切な』とか、『不必要な』とか、何か必ずしも客観的に賛同を得られないような校則があれば、それが規制なのかなというふうに思いますし、齊藤委員がおっしゃったこちらの問 16 の回答 7 番のほうは、それをどう見直していくかですよね。ですから問 15 の回答 9 番と、問 16 の回答 7 番がもう少し連動する形で、意味を反映する形で字句を修正したほうがいいのかということかと思います。

この点についていかがでしょうか。せっかくこの子どもの人権のところが出たので、また言わせていただくのですけれども、この主な政令指定都市のアンケートのところだと、6 ページに子どものところがあるのですけれども、子どもについていじめの問題とか、昨今、本当にいろいろなことが起きている割に、この二つだけでいいのか、というのが私は正直気になりまして、先ほど設問のばらつき、都市によってかなり違うということと、設問数全体が違うということについて、事務局からもご説明ありましたけれども。例えば、

同和問題のことについて、結構ばらつきがあるということでしたが、8ページを見ますと、新潟市独自で同和問題に関して設問を設けているところもかなりありますので、分量的には相当あるかと思うのです。それに対して子どもだったり、他のところにはそれほどなかったりするので、せめて子どものいじめ問題が特にこれだけ厳しくなっているときに、横浜市などの例でいじめ問題を子どものところで聞いたりするところは重要ではないかなと思ったのですが。そうするとまた設問を増やしてしまうことになりますので、ではそれだけ必要かどうかということになりますし。問 15、問 16 をもう少し変えればということなのかもしれません。少しその点が私は気になりました。

(齊藤委員)

関連して、子どものときに人権を守られていないことの一つに、子どもの貧困が非常に問題になっていて、貧困に起因する人権が守られていない場合、というのもあり得るのではないかなと。そうすると、これと少し性格が違うので、もっと子どもの人権ということを考えてときに、そういう側面も一つあるかなと思います。

(田巻委員長)

今、本当にそれは問題になっていて、どこにもそれは出てこないですね。ただ子どもと大人で違うのは、明らかにこの貧困の問題は、子どもでは自分ではどうにもならないことなので、まさにこの子どもの人権として取り上げることを検討したほうがいいのではないかと、私も賛同致します。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(川崎委員)

問 16 の 8 番目なのですが、『教師の人間性及び資質の向上を図る』とありますが、これだと、教師を全面的に否定しているのかな、という印象になるのではないかなと感じたところがございます。

(田巻委員長)

今のご指摘についていかがですか。

(齊藤委員)

私も同じことを思っていて、人間性までと言ってしまうと、少し問題が大きくて、昨年から問題になっているのは、教師がもっと人権意識とか、人権感覚を持って子どもに接しないと、取り返しの付かないことがある。ということで、ここに入れるとしたら、人間性というよりは、『人権意識の向上及び資質の向上』のような文言がいいかと思います。

(田巻委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

問 19 の 11 に関して、『結婚問題で周囲が反対すること』について、「妊娠」に関してということについて、事務局のほうで、何かこれを入れなかった意図とか、そういったご説明は。先ほど横尾委員からご指摘いただいた点ですが。これは特にございませんでしょうか。

(事務局)

そちらにつきましては、入れる方向で。

(田巻委員長)

いいのではないかとということですか。

(事務局)

はい。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

先ほど確認し忘れましたので。他にいかがでしょうか。

私から言わせていただければと思うのですけれども、今回新規に追加した 17 ページの性的少数者のことに関してですが、問 35 はまあいいとして、問 36 に『あなたの周りに性的少数者はいますか。』って、これは少しどうなのかなと。聞きたい意図はわかるのですけれども、性的少数者と人をもう決めつけてしまって、この人はそう、あの人はそう、というふうな認識の基に、これを聞くことになるので、それは人権に配慮した形ではないのではないかと思いますので、「性的少数者と思われる人」とか、あるいは「性的少数者としての悩みを抱えている人」とか、「そうした当事者と思われるような人」とか、というふうにせいぜい表現を変えたほうが良いのではないかなと思いました。問 37 で『性的少数者の人権を守るために』ということを行っていますけれども、性的少数者の人権が、どのように守られていないかがわからないときに、これは少し難しいのではないかな、というのもありましたので。この新規の項目としてはすごく重要な設問だと思うのですけれども、少し問い方とか、問う内容を再考してはというふうにご提案したいと思います。

(高橋委員)

私もその今の委員長の意見と同様です。問 36 でもし入っていれば、問 37 にいろいろ解決策があるのですけれども、その前提となると、『どんなことが人権問題になっているのですか』ということがないと、問 37 のところに進められるかなと思ってしまいます。

(田巻委員長)

そうですね。むしろそういう方がいらっしゃるのであれば、『そういう人はどういうことで悩んでいるのですか』といったことをお聞きするのが、流れとしてはいいのかなと思います。

(室橋委員)

新規のほうの今ほどの性的少数者、性的マイノリティについてなのですが、言葉が多分、日進月歩で、ずいぶん変わってきているものですから、例えば、LGBTと云ってももうアポストロフィーが付くとかも言葉がずいぶん変わってくるので、そこのところは丁寧に対応する必要があるのかなと思っております。今ほどの、特に、問 36 がどこまで必要なかどうかだと思うのです。何を求めているのかが、正直言ってよくわからない。大勢いることをみんなでも明らかにして、これでいいのであれば、それはそれで意味を持つ

ですけれども、そこのところは少しどうかと思っております、少し整理が必要かなと。ぜひ、ご理解いただければと思います。

それからついでに18ページ、新しく入れました拉致問題のところなのですが、この一人の人間が、その土地で生きていこうとすることを奪うわけですので、一番大きな人権問題だということは、よくわかるのですけれども、ここにどういう差別が、差別性があるのかなという感じが正直言ってしております。ここに差別があるなら、本当の差別についてきっと問う必要があるのかなと思っております、こういう設問を入れる趣旨がよくわからない。

(田巻委員長)

では、問36と問40を挿入するということについて、事務局のほうからも説明いただけますでしょうか。

(事務局)

問36に関しては、LGBTなんていないのではないかという一方の方たちがいらっしゃるわけで、実はこれだけいるのですよ、ということをして市としては、今後の政策に反映していきたいという意図があつての質問だったのですが、今おっしゃるとおり、いますかという質問が、当事者に配慮した質問の形ではないと考えましたので、この聞き方については、今、ご意見いただいたように、いい形に直したいと思いますが、趣旨としては、本当にいるかないかわからないような少数者のための政策を、市がやるというのはどうなの、という考え方の皆さんも居ますので、そういう趣旨で設けた質問です。

拉致問題に関してですけれども、今までは調査の中には入れてまいりませんでしたけれども、計画の中では位置づけがございまして、そのなかでも特に新潟市にとっては非常に大きな課題といいますか、解決してもらわなくてはならない、国による人権侵害。よその国家による人権侵害であるという位置付けで、この計画に入れております。私どもの担当部局は防災課になるのですけれども、そちらの意見も伺いまして、ここの部分は今回、今もちょうど動いているタイミングでもあるので、今まで入っていなかったところで、ぜひ入れてほしいという状況でございます。

付け加えですが、差別ではなくても、大きな人権侵害の問題であるために、今回の調査、差別の調査だけではなく、人権に関する意識調査なので、大事な人権侵害の問題として、一項目加えております。

(田巻委員長)

ありがとうございます。この点に関していかがでしょうか。伊原委員お願いします。

(伊原委員)

伊原です。大項目14番の北朝鮮の拉致に関すること問40について、少し今の質問ご回答を伺ってもしっくりきてなくて。人権問題であることは私も人権問題だと思うのですが、この設問に対する回答選択肢というのは、知識を問う形の選択肢ですよね。人権意識がどうかというのではなくて、知識を問うことは、この調査の目的に資するのかどうかとい

うのが気になります。どうしてもこれを載せる、人権意識の調査に結び付けるのであれば、例えば「こういったことのち、帰国できないでいること」だとか、「こういったことのうち人権侵害だと思うものを思いつくだけあげてください」だとか、マルを付けてくださいだとか。そういったものがあるのかなと思うのですけれども。でも、全部付きますよね。思った次第です。あと、人権侵害であるという、このクリーム色の冊子でも言われているように、国家間、国家による人権侵害であって、しかも他国による一方的な侵害であるので、一般市民の皆さんにこれについて意識を問うと、ではここから啓発するというのは、少し先が見えづらいと思いました。アンケートに取るのではなく、最終的にこの計画案に、こういった問題があるというふうに指摘すること自体は私は反対するものではないのですが、少しアンケートになじんでいないという印象がございます。

(赤塚委員)

赤塚です。私もその間 40 の時に最後のところで、知っていることは何というあたりも、なにかすごく投げつけている感じがしたのですね。それで新潟県の人たちで、北朝鮮による拉致を知らないということはあまりいないのではないかなということも考えまして、「知っていることはない」というよりも、「こういう人権侵害だということがわからなかった」というような感じで。実際にこういうところに話を聞きますと、とても重要な人権侵害だというあたりを常にいわれているのですが。そのあたりのところと、こういうのも人権侵害にあたるのだというところの意識を考えたときに、「知っていることはない」は少しどうかなという感じがしました。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

終了時刻の 5 時が近づいてきましたので、このあたりで一回閉じて、また持ち帰ってそれぞれご意見をお寄せいただくというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間過ぎましたので、事務局ご説明の年間スケジュールでは、次の会議で質問項目を決定したいということですが、今日これだけ意見が出たのと、それから再度本日配付された資料をお持ち帰りいただいて、今回、意見交換した内容を参考に、もう一回見直すと、もっと出てくるかもしれませんので、第 2 回の委員会で再度意見交換をする前に事務局から、これからご提示があると思いますけれども、意見をそれぞれ出すということで、事前に本日の意見を取りまとめるという作業をお願いするに至っては、次回の委員会日程にあわせて、事務局で意見集約について調整していただきたいと思います。では、議題 4 の議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返ししますので、よろしくお願い致します。

(事務局)

たくさんのご意見いただきまして、ありがとうございます。事務局のほうでまとめさせていただきます。議事録という形でも起こさせていただきますし、これからお

気づきの点等ございましたら、またご意見いただければ次回までにまとめさせていただきますと思います。

それでは、次第の「その他」について、事務局から説明させていただきます。次回第2回委員会の日程について、ご連絡させていただきます。先般、皆様からご都合のご回答をいただきまして、調整させていただきました。川崎委員につきましては、恐れ入りますが、お伝えが初めてになりますけれども、8月30日（木）午後3時から開催をさせていただきます。また、会議の中でもご説明させていただきましたが、市民意識調査に関し追加のご意見ございましたら、事務局までご提出をお願いしたいと思います。本日いただきましたご意見と、後日追加でいただくご意見を一覧にしまして、次回の委員会で資料として提示させていただきます。

お時間になりました。まだまだ皆様からはご意見等あるかと思いますが、本日は、これで終了とさせていただきますと思います。それでは本当に皆様ありがとうございました。お疲れさまでございました。